

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

当別町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおり

2 促進計画の目標

当別中央・川南・当別西部地域

(1) 現況

本町の中心を流れる当別川の西側に位置する当地域は、緑豊かな水源林から流れる豊かな水資源を活かした水稲を中心とした農業地帯である。

地域の農業を支える農業用排水路などの農業施設は、農業生産面だけの役割だけでなく地域の水源涵養や洪水防止、景観形成などの多面的機能を有しており、これまで農業者により維持管理をおこなってきたが、農業者の高齢化、若年層を中心とする担い手の減少などにより、適切な保全管理が危ぶまれているところである。

さらに大都市近郊という地の利を活かし、野菜も生産しているが、近年の消費者ニーズの多様性や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

こうした状況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者だけでなく地域住民等多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携して農地や農業用水などの資源の良好な保全と質的向上を図り、同項第3号に掲げる事業の推進は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮を促進することを目標にする。

中小屋・金沢・東裏・川下・蕨岱地域

(1) 現況

本町の中心を流れる当別川の東側に位置する当地域は、石狩川とその支線の篠津運河を水源とし、国営事業により高度に整備された用排水を

有する強みを活かし水稲を中心とした農業地帯である。

地域の農業を支える農業用排水路などの農業施設は、農業生産面だけの役割だけでなく地域の水源涵養や洪水防止、景観形成などの多面的機能を有しており、これまで農業者により維持管理をおこなってきたが、農業者の高齢化、若年層を中心とする担い手の減少などにより、適切な保全管理が危ぶまれているところである。

さらに大都市近郊という地の利を活かし、野菜も生産しているが、近年の消費者ニーズの多様性や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

こうした状況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者だけでなく地域住民等多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携して農地や農業用水などの資源の良好な保全と質的向上を図り、同項第3号に掲げる事業の推進は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮を促進することを目標にする。

高岡地域

(1) 現況

本町の西部に位置し丘陵地帯である当地域は、石狩市境界にかけて農地が展開されており、馬鈴薯やかぼちゃ、スイートコーンなどの畑作を中心とした農業地帯である。

地域の農業を支える農業用排水路などの農業施設は、農業生産面だけの役割だけでなく地域の水源涵養や洪水防止、景観形成などの多面的機能を有しており、これまで農業者により維持管理をおこなってきたが、農業者の高齢化、若年層を中心とする担い手の減少などにより、適切な保全管理が危ぶまれているところである。

さらに大都市近郊という地の利を活かし、野菜も生産しているが、近年の消費者ニーズの多様性や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

こうした状況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者だけでなく地域住民等多様な主体の参画のもとに関係

団体とも連携して農地や農業用水などの資源の良好な保全と質的向上を図り、同項第3号に掲げる事業の推進は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮を促進することを目標にする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	当別中央・川南・当別西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中小屋・金沢・東裏・川下・蕨岱地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	高岡地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

特になし。